

## 「給付型奨学金」の開始及び無利子奨学金の拡充を求める 意見書

本年3月、独立行政法人・日本学生支援機構は「平成26年度学生生活調査」を公表した。そこには奨学金を受給している学生の割合が記されており「大学学部生」で51.3%、「短期大学生」は52.9%、「大学院修士課程」で55.4%と、すべての項目で50%を超えている。

一方、卒業後に希望したところに就職できず、非正規雇用などで収入が安定しないことによって、奨学金の返済に悩んだり滞納する人も出てきている。

そのような中、政府は6月2日に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、返済不要の「給付型奨学金」の創設を検討することを盛り込んだ。

文部科学省では、無利子奨学金を約2万4千人増やすことなどを目指す方針を決めたとの報道もなされたが、政府においては、学生が安心して勉学に励めるよう、返済不要の「給付型奨学金」の開始や無利子奨学金の拡充など具体的な経済支援策として、下記の事項について取り組むことを強く求める。

### 記

1. 学ぶ意欲のある者が経済的理由で進学を断念することがないように、奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため「給付型奨学金」を平成29年度から開始すること。
2. 低所得世帯については、学力基準を撤廃し無利子奨学金を受けられるようにすること。
3. 返還月額が所得に連動する「新所得連動返還型奨学金制度」については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること。併せて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月5日

内閣総理大臣      安倍 晋三 殿  
文部科学大臣      松野 博一 殿

静岡県藤枝市議会  
議長 水野 明